

Vol. 7 No. 43 2012年6月

### 改正水質汚濁防止法が施行されました。

有害物質の地下浸透による地下水汚染を未然に防ぐことを目的に、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）が6月1日に施行されました。

#### ○ 改正の概要

##### 1. 有害物質使用特定施設等の届出

有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設の設置者は施設の構造、設備及び使用方法等について都道府県知事への届出が義務付けられました。

表1 有害物質使用特定施設等の届出

対象施設	区分	届出期限
有害物質使用特定施設	新設・変更	設置・変更の60日前
	既設・届出済	届出不要
	既設・未届出	本年6月30日
有害物質貯蔵指定施設	新設・変更	設置・変更の60日前
	既設	本年6月30日

##### 2. 構造基準等の遵守

有害物質の地下浸透による地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質使用特定施設等の遵守すべき構造等の基準が設けられました。ただし、既設施設は対策実施のために3年間の猶予期間があります。

施設本体、設置場所の床面と周囲、配管、排水溝、地下貯蔵施設本体及び使用の方法等について、それぞれ構造等の基準が設定されております。

表2 構造等の基準

期間 対象施設	H24.6.1～H27.5.31	H27.6.1～
新設施設	A基準	
既設施設	C基準	B基準
	構造等がA、B基準に適合の場合は、A、B基準も可	構造等がA基準に適合の場合は、A基準も可

##### 3. 定期点検

有害物質使用特定施設等は定期的に構造等を点検し、記録を3年間保存することが義務付けられました。点検方法は新設、既設のA、B及びCの3基準それぞれに点検事項と頻度が定められております。概要は表3のとおりです。

#### ○ 有害物質と対象施設

##### 1. 有害物質

カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等、表4の28物質が定められています。この中には平成24年5月25日から水濁法の有害物質に追加された1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、トランス1-2-ジクロロエチレンの3物質も含まれています。

##### 2. 有害物質使用特定施設

- ① 水濁法に定められた特定施設が該当します。ただし、次の特定施設を除きます。
  - ・ 下水道終末処理施設（有害物質を処理するものを除く。）
  - ・ し尿処理施設
  - ・ 畜産関係の施設
  - ・ 温泉旅館
- ② 排水の全量を下水道に放流し、公共用水域には排出しない施設も特定施設として加えられました。

##### 3. 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設です。当該施設から有害物質が地下に浸透する恐れのある施設をいいます。有害物質を貯蔵することを目的としたタンク等の施設が対象となります。

今回の水濁法の改正は、有害物質が関係設備等から漏洩して地下浸透することを、未然に防止するために制定されたものです。

表3 点検内容

項目	点検事項	点検回数		
		A 基準	B 基準	C 基準
施設本体の床 面、周囲	床面のひび割れ、被覆損傷	1回以上 /年	1回以上 /年	1回以 上/月
	防液堤等のひび割れ	1回以上 /年	1回以上 /年	—
	床下への漏洩の有無	1回以上 /月	—	—
施設本体	ひび割れ、損傷、亀裂の有無	1回以上 /年	1回以上 /年	—
	有害物質含有水の漏洩の有無	1回以上 /年	1回以上 /月	—
配 管	地上	亀裂、損傷、漏洩の有無	1回以上 /年	1回以上 /6月
	地下・ト レンチ内	亀裂、損傷、漏洩の有無 トレンチのひび割れ、被覆損傷	1回以上 /年	1回以上 /6月
	地下・そ の他	有害物質含有水の漏洩の有無	—	1回以上 /月
排水溝等	ひび割れ、被覆損傷の有無	1回以上 /年	1回以上 /6月	1回以 上/月
	有害物質含有水の地下浸透の有 無	—	1回以上 /月	—
	有害物質含有水の漏洩の有無	—	—	1回以 上/年
地下貯蔵施設	有害物質含有水の漏洩の有無	—	1回以上 /月	—
	有害物質含有水の漏洩の有無 (内部気圧法等)	1回以上 /年	1回以上 /年	1回以 上/年
使用方法	管理要領からの逸脱、有害物質 含有水の飛散、流出、地下浸透 の有無	1回以上 /年	1回以上 /年	1回以 上/年

表4 有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1,4-ジオキサン

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント）
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ）
- ◆ 水処理薬品部門（ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
- ◆ 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）

